

指 名 停 止 変 更 情 報

株式会社府中植木 東京都府中市若松町4-13-1

上記の有資格者について、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第10号の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止の内容変更を行った。

記

1 従前の指名停止の期間

自 令和2年8月25日 至 令和2年11月24日 3ヶ月

2 変更後の指名停止の期間

自 令和2年8月25日 至 令和2年12月24日 4ヶ月

3 変更の理由

本件については、当初、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当し、令和2年8月25日から3ヶ月の指名停止措置を行っているところであるが、その後、上記事業者の代表取締役が贈賄を行った疑いで再逮捕されたことが明らかになった。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」第3第5項（指名停止の期間の特例）に該当するため、指名停止措置期間を1ヶ月延長し、4ヶ月に変更するものである。